

平成 31 年

郡山市教育委員会

4 月定例会議事録

## 平成 31 年 郡山市教育委員会 4 月定例会議事録

日 時	平成 31 年 4 月 25 日 (木) 午後 1 時 35 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 総務課長補佐 学校管理課長補佐 総務課総務管理係長	伊 藤 栄 治 早 崎 保 夫 馬 場 章 光 三 瓶 克 宏 橋 本 仁 信 大 越 総 黒 田 知 恵 子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆ かり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 安 田 良 一 高 山 良 勝 大 澤 修 一 佐 久 間 一 徳 佐 藤 齊
	書 記	大 杉 美 穂 子

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 前回議事録の承認

### 3 教育長の報告

### 4 議 事

議案第 17 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）

議案第 18 号 臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）

議案第 19 号 今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方について  
（基本方針）

議案第 20 号 2020 年度使用小・中・義務教育学校教科用図書の新採択の方針  
について

報告第 4 号 専決処分事項の報告について（訓令制定）

報告第 5 号 専決処分事項の報告について（訓令改正）

### 5 そ の 他

### 6 各課報告

### 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成31年4月定例会を開会いたします。  
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。  
はじめに、前回、平成31年3月定例会の議事録の承認についてですが、  
何かご意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。  
平成31年3月定例会の議事録については、配付のとおり決定することに  
ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、そのように決しました。  
次に、教育長報告として私から報告いたします。  
今回報告させていただきます案件は4月中に行われました、各種会議等  
への参加についてでございます。資料1から資料5にまとめておきました

ので後ほどご覧ください。なお、資料4にあります福島県市町村教育委員会連絡協議会平成31年度第1回理事会については、阿部教育長職務代理者が副会長として会議に出席していることをご報告いたします。以上で報告を終わります。

それでは、議事に入ります。本定例会には議事として、議案第17号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」、議案第18号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、議案第19号「今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方について（基本方針）」、議案第20号「2020年度使用小・中・義務教育学校教科用図書採択の方針について」、報告4号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」、報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」の6件が提出されております。このうち、議案第20号「2020年度使用小・中・義務教育学校教科用図書採択の方針について」は、今後の方針決定に係る議案であることから、非公開にすべき案件と考えられますので、委員の皆様にお諮りいたします。「議案第20号」は非公開とすることに対し、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教 育 長 出席者の3分の2以上の賛成でありますので、「議案第20号」については、非公開とすることに決しました。

つきましては、非公開の案件については、後ほど「6 各課報告」終了後に審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、はじめに議案第17号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」について、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 それでは、議案第17号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」ご説明します。

平成30年度末専決補正予算について、歳出予算ベースで一括してご説明いたします。専決補正予算につきましては、各事業費の実績額確定に伴い、その予算の不要残を減額するものであり、教育総務部については、40,998千円の減額、学校教育部については19,918千円の減額、総額60,916千円の減額を行うものであります。なお、学校教育推進課の「奨学資金費」が大きい

く増額されておりますが、これについては寄付金7件、ふるさと納税寄付金が38件の総額2,796千円を篤志奨学資金給与基金へ積立てするものであります。説明は以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第17号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（予算）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第18号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長 続きまして、議案第18号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」についてご説明します。郡山市教育委員会所管に係る郡山市職員の分限に関する条例施行規則の廃止についてでございます。改正の要旨といたしましては、職員の降任、免職、休職の手続きを定める郡山市職員の分限に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。平成31年3月市議会定例会におきまして本条例の一部改正が可決されたことにより、実施に必要な事項を市長が定めることとなり、任命権者において定める必要が無くなったため、本規則を廃止するものでございます。施行期日は平成31年4月1日となっております。説明は以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。

議案第18号「臨時代理による処理の承認を求めることについて（規則）」

は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第18号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第19号「今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方について（基本方針）」、事務局の説明を求めます。

学校管理課長       それでは、議案第19号「今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方について（基本方針）」ご説明いたします。

平成27年に文部科学省より公立小・中学校の適正規模・適正配置等の手引きが出され、市町村についても適正規模・適正配置について検討していく必要があるとされております。郡山市教育委員会としましては、昨年度1年間をかけ、学校教育審議会の中で検討しながら今回の基本方針を策定したものであります。

少子化が進んでいく中、子どもたちが多様な考えに触れ、切磋琢磨していくことで子どもたち一人ひとりの資質や能力を最大限に生かしていくことのできる「ある一定の集団規模」の確保が望ましいことから、今回このような形で作成となりました。

提出書15ページをご覧ください。大きい2番、郡山市立学校の学校規模・学校配置のうち、(1) 学校規模の区分についてご説明します。まず①「標準の学校規模」については、学校教育法施行規則で定められている「学級数が12学級以上18学級以下を標準とする」、これを「標準の学校規模」としたいと思います。また、②の「大規模校・過大規模校」についてですが、学級数19学級以上24学級以下の学校を「準大規模校」、25学級以上30学級以下の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」という区分とさせていただきます。現在、平成31年度の準大規模校は小学校7校、中学校4校あり、大規模校はありません。過大規模校は小学校1校という状況であります。続いて③の「小規模校・過小規模校」についてですが、学級数6学級以上11学級以下の小学校及び3学級以上11学級以下の中学校を小規模校、5学級以下の小学校及び2学級以下の中学校を過小規模校に区分させていただきます。平成31年度の小規模校は小学校11校、中学校12校、過小規模校は小学校11校となっております。

(2) 学校配置については、通学距離として、小学生はおおむね4 km以内、中学生はおおむね6 km以内とさせていただきますが、今後学

校の統廃合によってスクールバスを運行することになった場合については、おおむね1時間以内とするのが望ましいと考えます。こちらについては義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に記載されているものです。

続いて大きい3番の本市の学校規模のあり方についてであります。

(1) 大規模校・過大規模校については、全体的には児童生徒数が減っている中、一部の地域では児童生徒数が増えている学校もあることから、学区を区切ることよりも学級編成の弾力的な運用、通学区域の弾力的運用によって隣接学区への通学を可能にしていきたいと考えているところです。

続いて(2) 小規模校・過小規模校についてですが、「学校」は地域コミュニティの核となっておりますので、学校の存続は地域にとって重要な役割を果たしているほか、地理的要因から統廃合が困難な学校もありますので、地域住民との十分な意見交換や丁寧な説明を繰り返しながら進めて参りたいと考えます。特に地理的要因で統廃合が難しい学校においてはIT技術、ICTの活用、あるいは小中一貫・連携教育を進めながら教育環境の整備を図っていきたくて考えております。

続いて大きな4番の学校の統合について、(1) 今後の学校統合の検討を開始する時期については①学校が休校となる場合、②小学校で2年連続して新入学児童がいない場合、③中学校で新入学生徒がいない場合、④小学校で完全複式学級の状態が続いている場合、⑤中学校で複式学級が発生する場合、⑥小規模校または過小規模校で地元住民や保護者から統合についての要望がある場合、⑦その他災害等により校舎に甚大な被害があり、再建が困難な場合の7項目を挙げており、統廃合を検討する時期としてこのような時期に開始したいと考えております。

(2) 統合の検討期間につきましては、おおむね3年以内という形で進めていきたいと思っております。

また、(3) 休校となった場合の対応について、学校の休校は3年までとしておりますが、地元住民からの要望があった場合はこの限りではないとして1年、2年であっても進めて参ります。なお、昨年度の状況は、上伊豆島小学校が休校3年を経て、平成31年3月31日をもって廃校いたしました。今年度については、休校3年目を迎えている学校が御館小学校下枝分校であります。

(4) 統合を行う場合の前提条件として、学校の統合を行う場合、原則として既存の学校校舎を利活用いたします。

(5) 統合に伴うスクールバスについては、地域性に応じて運行していきたいと考えます。

大きな5番になりますが、学校施設の整備については、将来的に子どもの数が減っていきますので、新しい学校を建設するのではなく、既存の施設を活用して、郡山市公共施設等総合管理計画個別計画との整合を図りながら進めて参りたいと考えます。この基本方針を基に、各地区、学校の実情に応じて個別の内容を検討し、今後の計画策定を進めてまいります。説明は以上でございます。

教 育 長           説明が終わりました。委員の皆様、質問等ございますか。

阿部職務代理者    学校の統合についてですが、学校統合の検討主体はどこになりますか。

学校管理課長       郡山市教育委員会で進めて参りたいと考えます。地元への説明や今後の子どもたちの推移等も含めて、教育委員会として説明して参ります。

藤 田 委 員       統合というのは、「小学校と中学校」の統合も含まれるのでしょうか。地元要望により義務教育学校設置も想定されると思いますが、それについてもこの基準の下に行われるのですか。

学校管理課長       西田学園、湖南小中学校が義務教育学校でスタートいたしました。本市では小・中学校一貫教育を進めておりますので、地元住民の意見を十分に尊重しながら対応していきたいと考えます。小学校同士、中学校同士、小中一貫といった色々な形でこちらからも提案して参ります。

藤 田 委 員       様々な統合の形がある中、既存校舎利用を原則とするのは難しいのではないのでしょうか。西田学園が新校舎建設でのスタートに対し、他の地域では認められないと確実に不満が出ます。西田学園がベースになって考えると、この原則の下では動けないのではないかと心配です。その際どのようなロジックを組み立てて原則を説明するのかを考えていかないと地域間の公平性が保てないのではないのでしょうか。

学校管理課長       そのような話がでることは十分想定されます。今後は子どもたちの数が減っていき、空き教室が出てきます。例えば中学校の空き教室に小学生が入り義務教育学校となる場合、あるいは小学校・中学校が別々の立地でも義務教育学校として成立する場合もございます。そのように色々な形で提示して、必ずしも新しい校舎を造るのではなく、既存校舎をできるだけ活用していきたいと考え、しっかりと説明してご理解を得て参ります。

教 育 長           その他に質問はございますでしょうか。

(なし)

教 育 長           それでは、これより採決いたします。

議案第 19 号「今後の郡山市立学校の学校規模・学校配置のあり方について（基本方針）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長           ご異議なしと認めます。よって、議案第19号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第 4 号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長

それでは、報告第 4 号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」ご説明します。郡山市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の制定についてでございます。改正の要旨についてですが、地方公務員法第23条の2第2項の規定により、任命権者が定めるべき事項を訓令として定めるものでございます。主な改正理由、内容についてでございますが、地方公務員法一部改正に伴い、人事評価の基準、方法その他必要な事項を定めることが義務付けられたことにより、統一した方法で実施する必要があることから、平成28年3月31日郡山市訓令第11号で制定された「郡山市職員の人事評価実施規程」を準用する訓令を制定するものです。なお、今まで人事評価につきましては、試行という形で進めて参りましたが、今年度の人事評価を受けまして来年度の勤勉手当に反映するという方針が決まっておりますので、その基準等を訓令に定めるものでございます。施行期日は平成31年4月1日となっております。説明は以上です。

教 育 長           委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長           それでは、これより採決いたします。

報告第4号「専決処分事項の報告について（訓令制定）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長           ご異議なしと認めます。よって、報告第4号については、原案のとおり決しました。

次に、報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」、事務局の説明を求めます。

教育総務部次長       それでは、報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」についてですが、この内容につきましては4項目ございまして、一括してご説明申し上げます。

1つ目については、郡山市教育委員会公印規程の一部改正についてでございます。改正の要旨でございますが、郡山市少年湖畔の村が指定管理施設になること、教育研修センターが教育機関に位置づけられること、文書管理システムが変更され、原則電子データ文書となることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

提出書①の内容でございますが、郡山市少年湖畔の村が本年4月1日より指定管理施設になったことから、公印規程別表第1から「郡山市少年湖畔の村之印」及び「郡山市少年湖畔の村館長之印」を削除するものでございます。

次に②でございますが、本年9月から教育研修センターが教育機関に位置づけられるため、公印規程別表第2に「郡山市教育研修センター之印」、及び「郡山市教育研修センター所長之印」を加えるものでございます。

③につきましては、本年4月から新たな文書管理システムに変更され、文書作成が電子データ化されることに伴い、公印承認に際し紙媒体の起案書添付を不要とするよう、第10条の文言の規程を改正するものでございます。

施行期日につきましては、①及び③が平成31年4月1日、②については平成31年9月1日となっております。1つ目の説明は以上となります。

続けて2つ目になりますが、郡山市教育委員会事務局等職員服務規程の一部改正についてでございます。こちらにつきましては訓令第3号、訓令第5号と2つございまして訓令第3号からご説明させていただきます。改正の要旨につきましては、職員の事務の引継についてでございます。一部の単純労務職員を除き、全ての職員に事務引継書による報告を義務付け

るため、所要の改正を行うものです。改正理由・内容につきましては、職員が適切な事務引継をすることにより事務の安定的、継続的な遂行を確保するため、2級以下の職員についても事務引継書の作成をし、所属長への報告を義務付けるものであります。

次に、訓令第5号の①でございますが、郡山市少年湖畔の村が本年4月から指定管理施設となるため、郡山少年湖畔の村の表記されております第1章、及び第3章の全部を削除するものでございます。

続きまして②につきましては、本年9月から教育研修センターが教育機関に位置付けられるため、第1条に加えるものでございます。

続きまして③ですが、本年3月郡山市議会定例会におきまして郡山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が可決されました。この法令は本年4月から施行され、育児または介護をする職員の時間外勤務時間を制限してございます。第7条につきましては、第3項に条文が改正となりましたので、その文言の修正をするものでございます。そもそも第7条につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限するという項目でしたが、今回労働基準法等の改正があり、超勤時間の制限が無くなり、第7条につきましては正規の勤務時間における勤務という項目が追加されたことにより、元の条文につきましては7条の3という形で二つに分かれてその改正を行うものでございます。

続きまして④についてですが、不正競争防止法等の一部改正する法律が平成30年5月30日に公布されたことにより、「工業標準化法」が「産業標準化法」へ改正されたことに伴い、規格名称が日本工業規格から日本産業規格へと改正されるため、別に定める様式の名称を改正するものであります。

施行期日につきましては、訓令第3号は公布の日、訓令第5号①、③及び④については本年4月1日、②については本年9月1日となっております。2つ目の説明は以上となります。

次に3つ目、郡山市教育委員会事務局等文書等取扱規程の一部変更についてでございます。改正の要旨でございますが、少年湖畔の村が指定管理施設になること、教育研修センター条例が施行されたこと、工業標準化法が産業標準化法へ改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。併せまして文書管理システムの変更により文書の作成及び保存が原則電子データ化されることに伴う所要の改正を行うものです。

まず①でございますが、少年湖畔の村が指定管理施設になるため第2条第6号の教育機関、第7条第4項の文書取扱責任者及び文書取扱主任について郡山市少年湖畔の村に係る記載を全て削除するものでございます。

②につきましては、教育研修センターが本年9月から教育機関に位置付

けられるため、第2条第6号の教育機関に位置付けるものでございます。

続きまして③でございますが、工業標準化法が産業標準化法に法律が改正されました。それに伴い、規格名称が日本工業規格から日本産業規格へと改正されましたので、第4条の規格の記載を改めるものでございます。なお、不正競争防止法の一部を改正する法律についてでございますが、これについてはデータの利活用を促進するための環境整備を行うことを目的に今回改正されております。中身としましてはデータの不正取得、不正競争等に救済措置を設けるものです。

次に④になりますが、4月から文書管理システムが変更されております。それに伴い、公文書の作成、保存が原則電子データ化されるため、文書の取扱方法及び様式を改めるものでございます。

施行期日につきましては、①、③、④につきましては本年4月1日から、②につきましては本年9月1日から施行となっております。3つ目の説明は以上となります。

最後になりますが、4つ目、郡山市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。改正の要旨は少年湖畔の村が指定管理施設になったこと、教育研修センターが教育機関に位置付けられたこと、3月教育委員会定例会にて郡山市部活動指導員設置規則が可決され、これにより4月1日より部活動指導員の配置に伴う所要の改正をするものでございます。

まず①でございますが、第3条第5号の教育機関の長から少年湖畔の村の記載を削除するとともに別表第2特定専決事項から生涯学習課及び少年湖畔の村欄にあります、課長等専決事項を削除するものでございます。

②につきましては、教育研修センターが本年9月から教育機関に位置付けられるため、第3条及び別表第1共通専決事項の課長欄から教育研修センターに係る記載を削除し、新たに第3条第5号教育機関の長に加え、別表第2特定専決事項に規定をするものであります。

次に③でございますが、3月教育委員会定例会にて郡山市部活動指導員設置規則が可決され、これにより4月1日より部活動指導員が配置できるようになりましたので、それに伴い別表第1の特定専決事項に、学校教育部学校管理課の専決事項として部活動指導員の配置に関するものを加えるものです。

④の説明でございますが、郡山市事務決裁規程の一部が改正されましたことに伴い、別表第3、財務専決事項の所要の改正を行うものです。

施行期日については①、③、④については本年4月1日から、②については本年9月1日からとなっております。説明は以上となります。

教 育 長       さまざまな規程改正に連動した改正ということでございます。委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長       それでは、これより採決いたします。  
報告第5号「専決処分事項の報告について（訓令改正）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長       ご異議なしと認めます。よって、報告第5号については、原案のとおり決しました。  
次に「5 その他」に入りますが、本定例会には提出案件がありませんので、次の「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所 属 名	件 名
1	中央公民館	中央市民学校について
		ユースカレッジ木曜クラブについて
2	中央図書館	こどもの読書週間行事について
3	美術館	企画展「ブリューゲル展 画家一族 150 年の系譜」(終了)
		平成 31 年度常設店第 1 期
		ミュージアム・コンサート(終了)
4	総合教育支援センター	平成 30 年度の不登校調査結果について

教 育 長       各課の報告が終了しましたので、「4 議事」の審議に戻ります。議案第 20 号の審議に入りますが、該当案件については先ほど非公開にて審議することと決しておりますので、郡山市教育委員会以外の傍聴人の方は退室をお願いいたします。

(議案第 20 号を非公開で審議し、原案のとおり承認)

教 育 長 以上で、本定例会に提出された案件は以上であります。  
その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 無いようですので、郡山市教育委員会平成 31 年 4 月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後 2 時 40 分